

武豊町創業支援事業信用保証料補助金について

武豊町では、愛知県信用保証協会の創業関連保証又は再挑戦支援保証を受けて事業資金を借り入れた場合に、信用保証料の一部を補助します。

【対象者】 次の①～⑥全てに該当する事業者

- ① 町内に事業所または店舗（以下「事業所等」という。）を設立する者であること。
- ② 設立する事業所等の代表者となる者であること。
- ③ 認定特定創業支援事業により支援を受けたことを証明する証明書の発行を受けた者であること。
- ④ 創業関連保証または再挑戦支援保証を受け、融資を受けた者であること。
- ⑤ 信用保証料の全額を協会に納付済みの者であること。
- ⑥ 町税等の滞納のない者であること。

【補助内容】 信用保証料の2分の1以内（上限 10万円）

※100円未満の端数は切り捨て

【提出書類】

- 創業支援事業信用保証料補助金交付申請書（様式第1号）
- 取扱金融機関証明書（様式第2号）
- 町税等の滞納がないことを証明する書類
- 創業支援事業信用保証料補助金請求書（様式第4号）
- 信用保証協会が発行した保証決定をした旨の通知書の写し

【申請期限】 信用保証料を支払った日から3か月以内

【注意事項】

交付後、武豊町創業支援事業信用保証料補助金交付要綱や交付決定に付した条件に違反したときなど、補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。

申請・問合せ先 武豊町役場 産業課（商工振興担当）
電話 0569-72-1111